

居宅介護事業所における身体拘束等の適正化のための指針

事業所の名称	ケアプラン ゆきよし
サービスの種類	居宅介護支援

1 事業所における身体拘束廃止に関する基本的考え方

・当事業所は、身体拘束は利用者の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであると考え、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事なく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実務に努めていきます。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止する。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件をすべて満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

①利用者主体の行動・尊厳の有る生活に努める。

②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤万一やむを得ず安全確保を優先する場合、利用者本人又は他利用者の支援関係者と検討する。

⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様努める。

⑦介護支援専門員は直接介助を行う立場ではないことにも留意し、サービス利用時に利用者の尊厳が守られたサービス提供となっているかの把握に努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに対応する。

2 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 虐待防止・身体拘束等の適正化委員会の設置

身体拘束等の廃止にむけて虐待防止・身体拘束等の適正化について委員会を設置する。身体拘束の委員会は虐待防止対策委員会と一体的に開催することとし、その結果について職員に周知徹底を図る。

①設置目的

(ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

(イ) 事業所内で身体拘束等を実施せざるを得ない場合の手続き・検討・解除等の妥当性の検討

(ウ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

事業所内職員、法人併設部署職員を構成員として構成する。

必要に応じて外部の有識者、法人本部、管理者、現場責任者、その他専門職員を参加させることができることとする。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

利用者本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順を踏まえて行う事とする。

(ア) 利用前

①事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は利用者本人又は他利用者の支援関係者と検討する。

②身体拘束等の内容、時間等について記載した書面を作成し、利用者及び家族に対し担当介護支援専門員（又はサービス提供事業所責任者）から説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」を以て同意を得る。

(イ) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、利用者の支援関係者と協議検討し、記録に残す。身体拘束適正化委員会にて報告する。

(ウ) 身体拘束の継続と解除

- ①身体拘束等を行っている間は日々の経過観察を行い、身体拘束発生時にその様帯及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などの必要な事項を記録する。
- ②利用者の支援関係者と共有したうえで継続・解除の検討をする。事業所内で支援状況を共有する。
- ③身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、経過を記録する。
- ④身体拘束等解除の場合は担当介護支援専門員（又はサービス提供事業所責任者）より利用者・家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(エ) 緊急時

- ①緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由を支援経過に記録する。その後の事は支援関係者と協議する。身体拘束適正化委員会に報告する。
- ②家族への説明は翌日までに担当介護支援専門員（又はサービス提供責任者）が行い、同意を得る。

3 身体拘束等に向けた各職種の役割

- ・身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協議を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(事業者責任者)

身体拘束廃止・適正化のための検討に係る全責任者

(管理者)

- ①虐待防止・身体拘束等の適正化委員会の統括管理
- ②支援現場における諸課題の統括管理
- ③身体拘束等廃止にむけた職員教育

(担当介護支援専門員)

- ①身体拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ②利用者の尊厳を理解する
- ③利用者の疾病・障害等による行動特性の理解
- ④利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- ⑥記録は正確かつ丁寧に記録する

4 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

- ・支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。
- ①研修は定期的（年1回以上）実施するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等廃止・適正化のための研修を実施する。
- ②研修の実施内容については、実施概要、出席者等を記録し保存する。

5 当指針の閲覧について

- ・当指針は、利用者及び利用者家族がいつでも閲覧できるよう、ホームページで公表します。

附則

本指針は 令和7年4月1日より施行する。